〇総務省告示第二十三号

領 域 無 と 令 線 ス 設 和 プ 元 備 IJ 年 規 ア 則 総 ス 務 昭 領 省 告 域 和二十 示 \mathcal{O} 境 第 六 五. 界 年 + \mathcal{O} 電 七 周 波 号 波 監 数 無 理 を 委員 定 線 \Diamond 測 会規則第十 位 る 業 件 務 \mathcal{O} を 行 部 · 八 号) を う 無 改 正 線 別 す 局 る 表第三号の \mathcal{O} 件 送 信 \mathcal{O} 設 備 15 部 \mathcal{O} た 参 を だ 照 次 L \mathcal{O} 帯 書 ょ 域 う 幅 \mathcal{O} に 規 及 定 改 び 帯 に 正 す 基 域 る。 外 づ

総務大臣 松本 剛明

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 前 欄 12 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分をこ れ に 対 応 す る 改 正 後 欄 に 掲 げ る 規 定

 \mathcal{O}

傍

線

を

付

L

た

部

分

0

ょ

う

12

改

 \emptyset

る。

令

和

五.

年二

月三

日

備考 表中の「]の記載は注記である。	示による改正後の告示の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。	及び同規則第四十八条第二項に規定するレーダーを除く。)の技術的条件については、この告	超え五、三七二・五冊以下又は九、七〇〇冊を超え九、八〇〇冊以下の周波数を使用するもの	測位業務を行う無線局の送信設備(気象観測に使用する陸上の無線局であって五、二五〇凪を	2 この告示の施行後に製造された無線設備規則別表第三号の十五ただし書の規定に基づく無線	[1 略]	附則	改正後
		ることができる。	技術的条件については、この告示による改正後の告示の規定にかかわらず、なお従前の例によ	測位業務を行う無線局の送信設備(同規則第四十八条第二項に規定するレーダーを除く。)の	2 この告示の施行後に製造された無線設備規則別表第三号の十五ただし書の規定に基づく無線	[1 同上]	附則	改正前

附則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 業 務 を行 \mathcal{O} 告 う 示 無 \mathcal{O} 線 施 局 行 \mathcal{O} 前 送 に 信 製 造 設 備 さ れ 気 た 象 無 観 線 測 設 に 備 使 規 用 則 す 別 る 表 陸 第三号の 上 \mathcal{O} 無 線 + 局 五 ただだ で あ 9 L て 書 五 \mathcal{O} 規 定 五. に \bigcirc 基 ゴづく MHzを 超 無 え 線 五. 測 位

三七 五. MHz以 下 又 は 九 七 \bigcirc \bigcirc MHzを超 え 九 八 \bigcirc \bigcirc MHz以 下 \mathcal{O} 周 波 数 を 使 用 す る ŧ \mathcal{O} に 限 る。 \mathcal{O}

技 術 的 条 件 に 0 1 て は、 ک \mathcal{O} 告 示 に よる 改 Ē 後 \mathcal{O} 告 示 \mathcal{O} 規 定 に か か わ 5 ず、 な お 従 前 \mathcal{O} 例 に よるこ

とができる。